

令和7年度 静岡県スタートアップ公共調達モデル創出事業 募 集 要 領

1 事業概要

県庁自身がスタートアップの商品・サービスを調達し「ファーストカスタマー」となり得る環境を整備するため、県庁が抱える行政課題の解決策を募集し、採択されたスタートアップと担当部署の協働による実証実験を実施します。

県は、実証経費を支出するなど、採択スタートアップへの支援を行うとともに、効果検証の結果を踏まえ、商品・サービス導入（公共調達）の検討を行います。

2 本事業全体の流れ

区 分	内 容
令 和 7 年度	① 県庁内の課題から募集テーマを設定し、スタートアップを募集 ※ 募集期間:令和7年9月22日(月)~11月4日(火) ② スタートアップを審査・採択 (3テーマ程度を採択予定) ③ 採択したスタートアップと各募集テーマの担当部署により、 令和8年度に向けた実証実験プランを策定
令 和 8 年度	④ 実証実験プランに沿って実証実験・効果検証を実施 ※ 実証実験費用は県が支出予定 (上限:500万円/テーマ) ⑤ 効果検証の結果を踏まえ、各部署が令和9年度以降の導入を検討

3 募集内容

(1) 募集テーマ

静岡県庁の各課が抱える以下の行政課題について、解決に取り組むスタートアップを募集します。

担当部署	テーマ名
交通基盤部 地域交通課	顔認証技術を使ってバスの乗降データを取得したい
総 務 部 広聴広報課	県民対応業務の属人化・非効率性から脱却し、 誰もが対応しやすい窓口業務を構築したい！
健康福祉部 介護保険課	ケアマネジャーの資格更新をデジタル化でスムーズに
くらし・環境部 生活環境課	浄化槽維持管理をデータで見える化する仕組みをつくりたい
財 務 部 税 務 課	自動車税の身体障害者減免申請のユニバーサル化

※令和8年度中に静岡県内で実証実験及び効果検証が可能な提案としてください。

※各テーマ内容の詳細は専用サイトからご確認ください。

URL : <https://jellyware.jp/shizuoka-supublic>

(2) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者を応募対象とします。

- ①中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者）で、法人設立から概ね 10 年以内であること（事業者所在地は問いません）

※中小企業の定義は、以下のサイトを参考にしてください。

中小企業庁「FAQ「中小企業の定義について」

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html

- ②具体的なサービス・プロダクト（MVP）やアイデアがあり、静岡県の課題解決に向けて主体的にプロジェクト推進を行えること。

- ③都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。

- ④次のア～オのいずれにも該当しない者であること。

ア．個人、提案内容を自らが実施できない事業者、静岡県が連携を行うにふさわしくないと判断した事業者等

イ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

ウ．暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）

エ．暴力団員等と密接な関係を有する者

オ．暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

4 応募方法

専用サイトの応募フォーム「<https://forms.gle/tF7vLrNzdi8mQ5Sk9>」より、必要事項を入力の上、ご応募ください。

あわせて、プレゼンテーション資料（Microsoft PowerPoint 等のプレゼンテーション作成アプリケーションで作成し、PDF に変換したファイル）を同フォームより提出してください。専用サイト及び応募フォームにフォーマット例を掲載しておりますので、記載のポイント等についてあらかじめご確認ください。

<プレゼンテーション資料の必要事項>

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1. 自社の概要 | 7. ソリューション(解決策)イメージ |
| 2. 事業の継続性 | 8. ソリューション(解決策)の実現可能性 |
| 3. 過去実績とフォロー体制 | 9. ソリューション(解決策)の他社比較(優位性) |
| 4. プロジェクト概要 | 10. 検証の全体像 |
| 5. 取り組み体制 | 11. 実証スケジュール |
| 6. 選択した課題の整理 | 12. 実証実験で取り扱う情報・管理 |
| | 13. 実証費用 |

- ※1 応募書類は、日本語のみ受け付けます。
- ※2 本事業への応募にあたっては、別途定める「参加規約」を必ずご確認のうえ、同意いただく必要があります。

5 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

- ・応募いただいた情報をもとに、事務局とテーマ担当部署が審査を実施します。
- ・審査の実施にあたり、個別に応募内容の確認を行う場合があります。
- ・選考のポイントは主に以下を予定しています。
 - 取り組み体制：事業遂行のための体制・役割が明確で、実現可能か
 - 職員との協調性：職員との協働を意識した進め方・体制が示されているか
 - 課題の本質理解：課題を正確に把握しているか
 - 解決策の有効性：有効な解決策を示しているか

(2) 二次審査（プレゼン審査）

- ・一次審査を通過したスタートアップを対象に、外部有識者等で構成する審査員がオンライン面接による審査を実施します（予定）。
- ・応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する予定です。

※詳細は一次審査通過者へ別途お知らせします。

6 スケジュール

項 目	日 程
スタートアップ募集開始	令和7年9月22日（月）
スタートアップ向けテーマ説明会	令和7年10月7日（火）
スタートアップ応募締切	令和7年11月4日（火）
一次審査（書類審査）期間	令和7年11月上旬～中旬
一次審査（書類審査）結果通知	令和7年11月中旬頃
二次審査（プレゼン審査）	令和7年11月下旬頃
採択結果通知	令和7年12月中予定
実証プランの策定	採択～令和8年3月初旬予定
実証実験／効果検証実施期間	令和8年度中（実績報告含む）

7 実証経費（令和8年度）

- ・1テーマあたり最大500万円を県が支出する予定です。
 - ・実証実験に要する経費が上限を超える場合、超過分は採択スタートアップの自己負担となります。
 - ・なお、県が採択スタートアップとの委託契約を締結することで、実証実験及び効果検証を実施することを想定しています。
- （※経費の負担や契約に関しては県の令和8年度当初予算成立を条件とします）

8 採択後の依頼事項

(1) 採択後に準備が必要な書類

採択結果通知後、応募資格確認のために以下の書類が必要となります。速やかに提出いただけるよう、ご準備ください。

- ・法人登記簿謄本（3か月以内に取得したもの）
- ・都道府県税の納税証明書（本社が所在する都道府県の税証明発行窓口で「全ての税目で未納額がないことが分かる」証明書を取得してください。当該証明を発行していない都道府県においては「法人事業税及び法人都道府県民税」を完納していることが分かる証明書を取得してください。）

(2) 採択後の動きについて（実証実験プランの策定）

採択スタートアップには、該当テーマの担当部署と協働し、令和8年度における具体的な実証・検証内容や関係者間の調整を行っていただきます（令和8年3月初旬まで）。

詳しい内容は採択時にご案内します。また、担当部署との打合せの設定等について事務局が支援します。

(3) 採択時の情報発信に関する協力依頼

採択者は、実証実験についてメディアから取材があった場合等に、本実証実験が「静岡県スタートアップ公共調達モデル創出事業」の一環として県の支援を受けて実施している旨、発信していただきます。また、実証実験の内容や成果について、中間報告、成果発表やホームページ等での公開に御協力いただきます。

9 留意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、応募資格を失うものとします。採択事業者決定後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該決定を取り消すものとします。

- ①虚偽の内容で申請した者
- ②応募後に「3 (2) 応募資格」に規定する要件を満たさないことが認められた者
- ③選考の公平性に影響を与える行為をした者
- ④募集要項に違反すると認められる者
- ⑤その他不正な行為を行ったと認められる者

(2) 知的財産の管理及び個人情報の取扱等については、参加規約に則り運用いたします。必ず参加規約に同意のうえご応募ください。

(3) 審査内容・結果に関する問い合わせには一切、応じることが出来ません。

10 問い合わせ先（運営受託者）

〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-35 CBC アネックス栄8階

JellyWare 株式会社 名古屋支社

担 当：西脇、稲垣（事務局）

T E L : 052-211-8657

メール : info@jellyware.jp

※お問い合わせの際は、「静岡県スタートアップ公共調達モデル創出事業について」
である旨お伝えください。